

注目
01

障害のある人の各種手当・制度

問合せ

福祉事務所 障害福祉係

☎内線 157



障害のある人が受給できる各種手当

身体または精神に障害をお持ちの人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。

※申請には専門医の診断書が必要です。

各種手当	申請できる人	申請できない人	手当月額	支給月
特別障害者手当	20 歳以上で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人（障害年金と併給可能）	①病院等に 3 か月以上継続して入院している人 ②施設等に入所中の人 ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）	29,590 円	5 月 8 月 11 月 2 月
障害児福祉手当	20 歳未満で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人	①障害を支給理由とする公的年金等を受けている人 ②施設等に入所中の人 ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）	16,100 円	5 月 8 月 11 月 2 月
特別児童扶養手当	20 歳未満の障害のある児童を監護する父母（または養育者）	①障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の父母 ②施設等に入所中の児童の父母 ③手当を受けようとする人、対象となる児童が日本国内に住所を有しない場合	(1 級) 56,800 円 (2 級) 37,830 円	4 月 8 月 11 月

※支給金額は令和 7 年 4 月から適用

4 / 1
から

J R 運賃の精神障害者割引制度がスタートします！

令和 7 年 4 月 1 日から、J R グループで精神障害者割引制度が導入されます。

対象者

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
(手帳に旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第 1 種または第 2 種の記載があるもの)

第 1 種：精神障害者保健福祉手帳 1 級

第 2 種：精神障害者保健福祉手帳 2 級または 3 級

事前の手続

割引制度の利用を希望する人には、「第 1 種」または「第 2 種」の記載を行いますので、窓口まで手帳をご持参ください。

※割引には事前の手続きが必要です。

窓口

- 福祉事務所
- 福島支所地域振興課
- 鷹島支所地域振興課

※割引に関する問い合わせは、直接 JR 窓口へお尋ねください。